

伊賀市告示第 120 号

伊賀市中間検査要領を次のように定める。

令和元年 12 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中間検査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀市建設工事等検査要綱（平成 16 年伊賀市告示第 89 号。以下「検査要綱」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する中間検査の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語は、検査要綱において使用する用語の例による。

(中間検査の執行)

第 3 条 検査員が中間検査を行う工事は、別表に掲げる工事等及び特記仕様書等で中間検査を行うことを指定した工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査員は中間検査を行うものとする。

- (1) 受注者が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要とし、別に定める中間検査申請書を提出した場合
- (2) 所属長等が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要と認め、検査要綱第 7 条第 3 項に規定する検査依頼書を提出した場合
- (3) 検査員が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要と認める場合
- (4) 不可抗力による損害を受けたときの損害数量の認定を行う場合（中間検査申請書の提出があった場合に限る。）

(中間検査に係る手続き)

第 4 条 前条の規定により中間検査を行う場合の手続きについては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 受注者が出来形部分の検査を必要とする場合 検査内容明細書（様式第 1 号）を中

間検査申請書に添えて市長に提出するものとする。

(2) 所属長等が出来形部分の検査を必要と認める場合 検査依頼書に検査内容明細書及び検査に必要な関係書類を添えて契約監理課長に提出するものとする。

(3) 検査員が不可抗力による損害を受けたときの損害数量の認定を行った場合 損害数量認定書（様式第2号）を受注者に交付するものとする。

(その他)

第5条 中間検査の運用に関しこの要領に定めのない事項については、伊賀市工事検査要領（令和元年伊賀市告示第119号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

中間検査の対象

項目	対象となる工種・規模・時期
建設 工事	1 鋼道路橋のうち、設計荷重がB活荷重で、橋長20m以上又は橋面積150㎡以上のものの仮組立 ただし、設計図書に定めのない限り下記の①～③に示す条件を全て満たす橋梁については、仮組検査を省略することができる。 ① 鉸桁橋（I形断面）であること。 ② 直橋であること。 ③ 斜角が75度以上であること。
	2 歩道橋、側道橋及び水管橋で橋長20m以上のものの仮組立 ただし、上記1のただし書の①～③の条件のもの及びH形鋼橋梁は、仮組検査を省略することができる。
	3 該当工種の工場原価が1,000万円以上で、次の工種の仮組立 ① アンカーフレーム製作工 ② 刃口金物製作工 ③ 鋼製橋脚製作工 ④ 水門、樋門、堰
	4 当該工種の直接工事費が1,000万円以上で、完成時に大部分が不可視となる

	<p>次の工種</p> <p>① ケーソン・方塊・セルラー・異形ブロック、魚礁、藻礁等の製作工</p> <p>② シールド工事の一次覆工</p>
	5 落橋防止工事におけるアンカーボルト定着後の引張試験
	6 一般に供用する仮設構造物 仮橋（10m以上）、仮設道路工（50m以上）等
	7 当該工種の直接工事費が1,000万円以上の次の工種で、工事工程などを考慮し施工後速やかに検査を行う必要のあるもの 養浜工、浚渫工、河床掘削等
	8 足場解体前に検査を行う必要があるもの。ただし、完成検査時に検査用足場を設置する場合を除く。
	9 建設工事請負契約書の条項第33条に規定する工事目的物の部分使用をする場合のうち、中間検査が必要と認める場合
維持業務等	10 除草及び剪定作業の2回刈り以上の契約で1回毎の作業完了後
	11 維持業務等の特記仕様書に基づく中間検査

検査内容明細書

工 種	数 量	理 由

(注) 受注者が作成する中間検査申請書の「7 中間検査を受けようとする出来形部分」欄は、『別紙』と記入するものとする。

